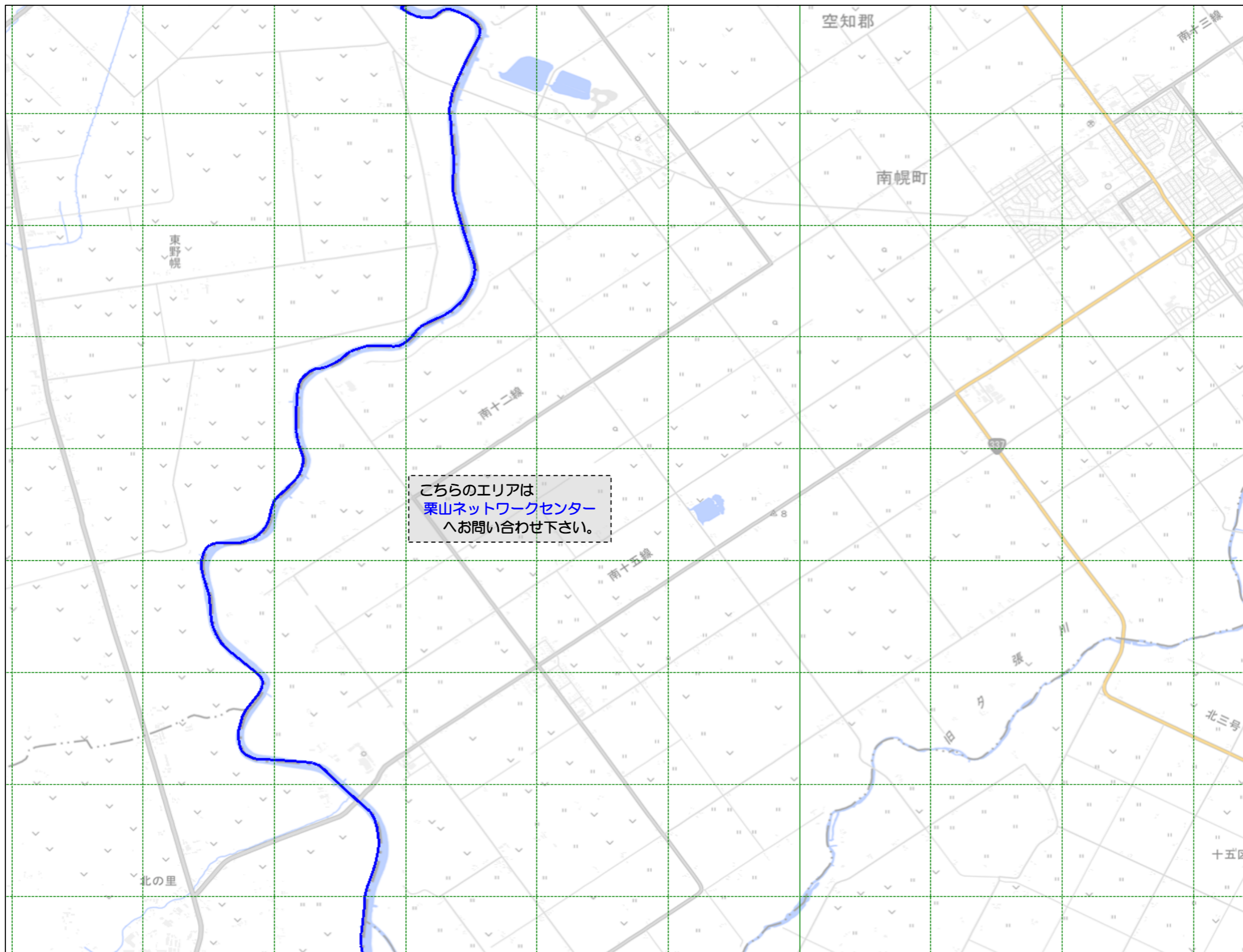


【No.15】

- ◎赤く塗り潰している箇所は、当社の設備が埋設されている場所がありますので、メールもしくは当社窓口で埋設物調査をご依頼ください。
- ◎地中埋設物情報の対象エリア（札幌市内および近郊）で、塗り潰しのない箇所には、当社埋設物はありません。
- ◎地中埋設物情報の対象エリア（札幌市内および近郊）以外の市町村における埋設物調査は、塗り潰しの有無に係わらず、管轄する当社事業所にお問い合わせ下さい。



【測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 2JHf 25 / 本製品を複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならない】